

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告 示

鳥取県告示第三百四十一号
計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の規
定により、西伯郡の計量器定期検査を次のように実施す
る。

昭和三十年七月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 目 次
- ◇告示 計量器定期検査の実施
炭そ予防注射等の実施
- ◇公安告示
道路の交通制限
自動車練習所の指定

検 査 日 時	検 査 区 域	検 査 場 所
七月 十九日 午前十時から 午後三時まで	西伯郡西伯町 （前の法勝寺村、上長田村及び 東長田村の区域）	法勝寺高等学校
” 二十日 ”	” ” （前の天津村及び大国村の区域）	西伯町阿賀公民館
” 二十一日 ”	” ” （前の手間村及び賀野村の区域）	南部中学校
” 二十二日 ”	” ” 岸本町（前の幡郷村及び大幡村の区域）	大幡小学校
” 二十三日 ”	” ” （前の八郷村の区域）	八郷小学校

鳥取県告示第三百四十二号

次のように炭そ、豚コレラ及びニューカッスル予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛馬、豚及び鶏の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十年七月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 実施の目的 炭そ、豚コレラ及びニューカッスル

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

炭そ、予防注射—牛及び馬、但し生後三箇月以内、分婉前一箇月及び分婉後十日以内のものを除く

豚コレラ予防注射—豚、但し生後五日以内、分婉前一箇月及び分婉後十日以内のものを除く

ニューカッスル予防注射—鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射の別及びその方法 炭そ、予防注射—ベスレドカ法（皮内注射）

豚コレラ予防注射—皮下注射

ニューカッスル予防注射—筋肉注射

別表

炭そ、予防注射

実施期日 実施区域 実施場所

七月二十一日 東伯郡赤碕町 同上

七月二十二日 " " " "

" 二十五日 " 中山村 " "

" " " 北条町 " "

" 二十六日 " 中山村 " "

" " " 北条町 " "

豚コレラ予防注射

実施期日 実施区域 実施場所

七月二十三日 東伯郡泊村 同上

二十五日	旧長瀬村	山崎福次郎養鶏場
二十六日	"	美甘弘光
二十七日	旧浅津村	金田義利
二十八日	旧橋津村	金田政利
二十九日	旧野宇村	山崎福次郎養鶏場
三十日	"	美甘弘光

ニューカッスル予防注射

実施期日 実施区域

七月十八日 西伯郡所子村

十九日 " "

" 二十日 高麗村

" 二十一日 淀江町

" " 大山村

" " 高麗村

" " 高麗村

" " 高麗村

" 二十二日 名和町

実施場所

山崎福次郎養鶏場

美甘弘光

金田義利

金田政利

門脇潔

高虫友幸

片山美恵

中島薫明

森田作造

若木隆政

諸遊邦夫

高島隆一

馬田隆一

森田光信

上田善知

桑本竜市

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八号

道路交通取締法第十条の規定により次のとおり速度制限をする。

昭和三十年七月十二日

鳥取県公安委員会委員長 寺谷英太郎

一 制限の場所

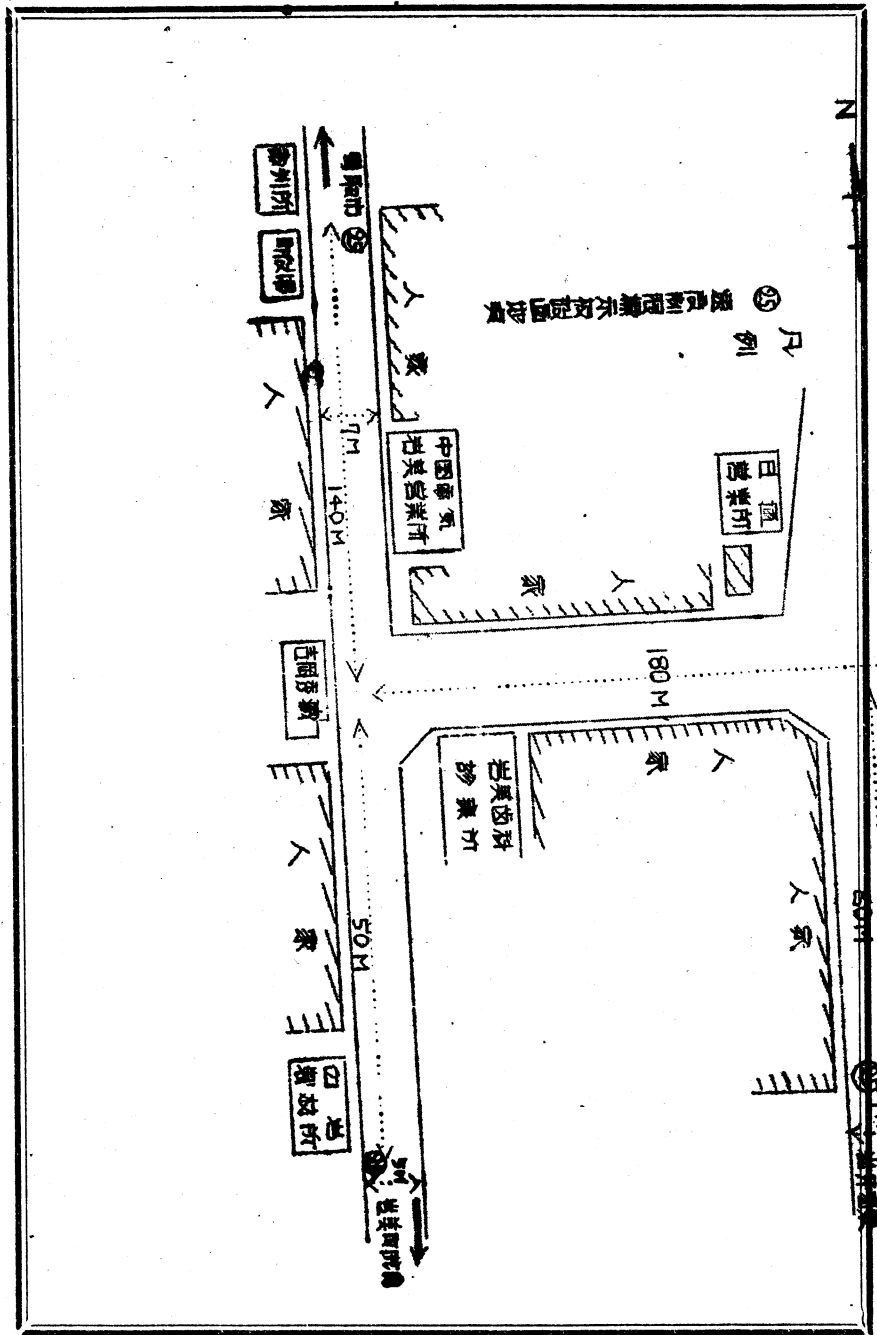
鳥取県岩美郡岩美町浦富岩美駅前通り県道網代岩美停車場線下木原岩美停車場線岩美町大字浦富一〇三四の一番地地先から同地内一〇三一の九番地地先まで四〇メートルの間

岩美町大字浦富七五三番地地先から同地内七三一の一番地地先まで五〇メートルの間

二 制限速度 毎時二十五キロメートル

二十三日	河村正三	小村亨壽
"	米田静枝	"
"	山中四郎	"
"	前田正三	"

速度制限区域の界取図



鳥取県公安委員会告示第九号

道路交通取締法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号）第五十三条第一項第一号の規定に基づき、小型自動車（自動三輪車）の自動車練習所として昭和三十年七月五日次のとおり指定した。

昭和三十年七月十二日

鳥取県公安委員長 寺谷英太郎

一 倉吉市岡田一三七番地

鳥取県自動車学校